



基本施策 26 人権教育・啓発の推進

■めざすまちの姿

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がなく、人権が文化として定着したまちをめざします。

■現状

- ◇本市では、宍粟市人権施策推進計画に基づき、あらゆる人権が尊重される社会の実現に向けた取組を進めています。
- ◇市民の人権意識の高揚を図るため、人権に関する講演会や学習会、映画上映会等を開催しており、特に若年層の参加を目的とした講演会等を開催しています。
- ◇複雑化、多様化する人権問題へ対応するため、相談窓口の利便性の向上を図るとともに、相談員を増員するなど相談支援体制の充実を図っています。
- ◇本市では、宍粟市DV防止・被害者支援基本計画に基づき、暴力を許さない人権意識の高いまちづくりや被害者の支援など、関係機関と連携した総合的な取組を進めています。

■課題

- ◇セクハラやパワハラに代表されるハラスメント、DV、インターネット上での人権侵害や性的指向及び性自認等に関する偏見・差別など人権問題は複雑化、多様化しており、市民一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を高めることが重要です。
- ◇人権意識に関する講演会や学習会等への参加者が少なく、特に若者の参加者が少ないことが課題となっています。
- ◇多様性を認め合い互いの人権を尊重し合う社会の実現に向けて、人権問題を他人事としてではなく、自らの問題として意識することが大切です。

■個別施策の方向性と主な取組（★は総合戦略事業に関連する取組）

① 人権教育・啓発の推進
＜施策の方向性＞ 一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現に向け、市民の人権課題に対する理解を深めるための人権教育・啓発活動を推進します。
＜主な取組＞ ①-1 女性、子どもや高齢者、障がいのある人、外国人等に関する人権問題、同和問題、多様な性、 感染症 、インターネット上での人権侵害など、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市民が主体的に参加できる講演会・学習会や啓発イベント等の充実により、人権意識の高揚を図ります。 ①-2 若年層を主な啓発対象とした参加型啓発事業やインターネット・SNS等を通じた啓発活動など、若い世代が人権に触れる機会を創出します。

<p>② 人権擁護（相談・支援・救済）の充実</p> <p>《施策の方向性》 様々な人権問題に対応した人権擁護の充実に努めます。</p> <p>《主な取組》 ②-1 様々な人権問題に対応するため、職員の資質向上を図るとともに、問題解決に向けた関係機関との連携の強化を図り、相談体制の充実に努めます。 ②-2 人権侵害に関わる事件について、その背景や要因を探り、再発防止に向けた取組を実施します。</p>
<p>③ DV対策等の推進</p> <p>《施策の方向性》 DVを許さない意識啓発を推進するとともに、DV被害者等への相談・支援体制の充実に努めます。</p> <p>《主な取組》 ③-1 職場や地域など、あらゆる生活の場を通じて、幅広い年齢層を対象にDV関連講座やセミナー等を開催し、DVについての正しい知識を深めるとともに、DV防止に向けた啓発を推進します。 ③-2 関係機関との連携を強化し、DV被害者等への相談体制を強化するとともに、発見から自立した生活の再建まで、段階に応じた切れ目のない支援を行います。</p>

■まちづくり指標

指標名	単位	現状値 (R2)	目標値 (R8)	数値の出所（算出方法）
人権学習会等の実施回数	回/年	165 (R1)	171	担当課保有の管理台帳 (関係各課で行う人権学習等の実施回数を集計)
<p>【目標値の考え方】人権学習会等の実施母体は各自治会における学習会となっている。今後、自治会の数が増加するといった見込みはないため大幅な増加は難しく、R1実績値（165回/年）を参考に1年間あたり1回の増加を目標とする。</p>				

■関連する個別計画

- ・ 宍粟市人権施策推進計画
- ・ 宍粟市社会教育振興計画
- ・ 宍粟市DV防止・被害者支援基本計画